

2 用語

この指針に用いる用語は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）、容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）、冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）及び国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号）、千葉市高圧ガス保安法施行細則（平成30年千葉市規則第25号）において使用する用語の例による。